

平成23年6月15日

東日本大震災で被災された
被保険者 各位

住友ゴム工業健康保険組合

平成23年7月以降の医療機関受診時における取扱いについて

この度の東日本大震災において、被災された被保険者及び被扶養者の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

今回の東日本大震災により被災された方が保険医療機関等で受診した際の手続きについて、先日厚生労働省より通知がありましたので下記のとおりご連絡します。

記

1. 東日本大震災により被災された方が、医療機関において保険診療を受ける際には、窓口で保険証（被保険者証）の提示が必要になります。

現在、震災に伴い、被保険者証を紛失したこと等により窓口で提示できない場合でも、氏名・生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けられる取扱いとなっておりますが、平成23年7月1日からは、保険診療を受ける際には、被保険者証の提示が必要になります。紛失された方は、再交付の手続きをお願い致します。

[再交付申請書](#)

2. 東日本大震災により被災された方が、医療機関を受診した際に窓口負担が免除（ ）となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要になります。

現在、窓口で以下（1）及び（2）に該当する事を申し出たことにより、窓口負担が免除されている方について、平成23年7月1日からは健保組合が発行する「一部負担金等の免除証明書」の提示が必要となります。該当の方は「[健康保険一部負担金等免除申請書](#)」と必要書類を健保組合まで提出ください。

（1）[災害救助法の適用地域（東京都を除く）](#)や[被災者生活再建支援法の適用地域の住民](#)（地震発生以後、他市町村へ転出した方も含む）であり、

（2）以下のいずれかに該当する方

住家の全半壊、全半焼した方

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方

主たる生計維持者の行方不明である方

原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方（又は対象となっていた方）

被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯など、健保が免除対象と認められた方

免除の期間は、平成24年2月29日まで（入院時食事療養費及び入院時生活療養費

は平成23年8月31日までを予定)です。

3. 窓口負担が免除される対象の方で、すでに医療機関の窓口で一部負担金等を支払った場合は健保組合より還付を受けることができます。[「健康保険一部負担金等還付申請書」](#)と必要書類を健保組合まで提出ください。

ご不明な点などございましたら健康保険組合(TEL.078-265-3059)迄お問合せください。

以上